三　次に掲げる地点の間で供用されている区間（富山市布尻を経由するものを除く。）
イ　富山市庵谷にある一般国道四十一号同士の交点
ロ　同市楡原にある一般国道四十一号同士の交点

三十二　一般国道四十二号

一　次に掲げる地点の間で供用されている区間
イ　浜松市西区篠原町にある一般国道一号と一般国道四十二号との交点
ロ　湖西市新居町浜名にある一般国道一号と一般国道四十二号との交点
二　次に掲げる地点の間で供用されている区間
イ　松阪市虹が丘町にある一般国道四十二号と三重県道五十九号との交点
ロ　同市下蛸路町字里中にある一般国道四十二号と三重県道五十九号との交点
三　次に掲げる地点の間で供用されている区間（熊野市飛鳥町小坂にある一般国道四十二号と一般国道三百九号との交点を経由するものに限る。）
イ　尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曾越にある一般国道四十二号同士の交点
ロ　熊野市大泊町字向芝にある一般国道四十二号同士の交点
四　次に掲げる地点の間で供用されている区間（三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿にある一般国道四十二号と三重県道百四十一号との交点を経由するものに限る。）
イ　三重県南牟婁郡紀宝町井田字駒谷にある一般国道四十二号同士の交点
ロ　同町成川字渡シノ上にある一般国道四十二号同士の交点

別表第三の三十五の項及び三十六の項を次のように改める。

三十五　削除

三十六　削除

別表第三の四十の項を次のように改める。

四十　一般国道五十一号

一　次に掲げる地点の間で供用されている区間
イ　千葉市中央区本町一丁目にある一般国道十四号と一般国道五十一号との交点
ロ　同市若葉区若松町にある一般国道五十一号同士の交点
二　次に掲げる地点の間で供用されている区間
イ　潮来市須賀にある一般国道五十一号と茨城県道五十号との交点
ロ　同市洲崎にある一般国道五十一号同士の交点
三　次に掲げる地点の間で供用されている区間
イ　潮来市洲崎にある一般国道五十一号同士の交点
ロ　鹿嶋市大字大船津字香取町にある一般国道五十一号と茨城県道二百三十八号との交点
四　次に掲げる地点の間で供用されている区間
イ　水戸市浜田一丁目にある一般国道六号と一般国道五十一号との交点
ロ　同市三の丸一丁目にある一般国道五十号と一般国道五十一号との交点

別表第三の四十三の項から四十五の項までを次のように改める。

四十三　一般国道五十五号

次に掲げる地点の間で供用されている区間（徳島県海部郡美波町北河内にある一般国道五十五号と徳島県道十九号との交点を経由するものに限る。）
一　阿南市福井町日ノ地にある一般国道五十五号同士の交点
二　徳島県海部郡美波町北河内にある一般国道五十五号同士の交点

四十四　削除

四十五　一般国道五十七号

次に掲げる地点の間で供用されている区間（豊後大野市千歳町新殿にある一般国道五十七号と大分県道五百十九号との交点及び同市大野町宮迫にある一般国道五十七号と大分県道四十一号との交点を経由するものに限る。）
一　豊後大野市犬飼町下津尾字犬飼山にある一般国道五十七号同士の交点
二　同市朝地町下野にある一般国道五十七号同士の交点

別表第三の四十七の項を次のように改める。

四十七　一般国道百十三号

次に掲げる地点の間で供用されている区間
一　南陽市竹原字相之町にある一般国道百十三号同士の交点
二　同市赤湯字川尻にある一般国道十三号と一般国道百十三号との交点

別表第三の五十一の項から五十五の項までを次のように改める。

五十一　一般国道百三十八号

次に掲げる地点の間で供用されている区間
一　富士吉田市上吉田七丁目にある一般国道百三十八号の起点
二　静岡県駿東郡小山町須走字滝ノ口にある一般国道百三十八号（東富士五湖道路）と一般国道百三十八号との交点

五十二　一般国道百三十九号

一　次に掲げる地点の間で供用されている区間
イ　富士宮市内野字大根畑にある一般国道百三十九号と富士宮市道内野四十四号線との交点
ロ　山梨県南都留郡鳴沢村大田和にある一般国道百三十九号と山梨県道七百十四号との交点
二　次に掲げる地点の間で供用されている区間
イ　富士吉田市下吉田にある一般国道百三十九号と富士吉田市道二百十号との交点
ロ　大月市大月町二丁目六千六百十八番十六にある一般国道二十号と一般国道百三十九号との交点
三　次に掲げる地点の間で供用されている区間
イ　都留市上谷にある一般国道百三十九号と都留市道二百四十二号との交点
ロ　同市井倉にある一般国道百三十九号と山梨県道三十五号との交点

五十三　削除

五十四　一般国道百五十三号

次に掲げる地点の間で供用されている区間
一　名古屋市天白区植田西三丁目にある一般国道百五十三号の指定区間と指定区間外の区間との接点
二　同区鴻の巣二丁目にある一般国道百五十三号と一般国道三百二号との交点

五十五　削除